

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

GOYOfoods
Go! Best the Future by Cheer Foods.



会 社 名 五洋食品産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 舛田圭良
(コード番号 2230 TOKYO PRO Market)
問 合 せ 先 取締役管理部長 正林英治
(T E L 0 9 2 - 3 3 2 - 9 6 1 0)

第三者割当による新株式及び第 1 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による新株式（以下「本新株式」という。）及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」といい、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分及び社債部分を、それぞれ「本転換社債型新株予約権」及び「本社債」という。）の発行を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

① 新株式

(1)	払 込 期 日	平成 29 年 5 月 29 日
(2)	発行新株式数	普通株式 90,000 株
(3)	発行 価 額	1 株につき 880 円
(4)	資金調達額	79,200,000 円
(5)	資本組入額	1 株当たり 440 円
(6)	資本組入の総額	39,600,000 円
(7)	募集又は割当方法	NCB 九州活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当の方法による
(8)	そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としております。

② 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1)	払 込 期 日	平成 29 年 5 月 29 日
(2)	新株予約権の総数	49 個
(3)	社債及び新株予約権 の 発 行 価 額	各社債の金額は 4,488,000 円（額面 100 円につき金 100 円） 各本転換社債型新株予約権の発行価額は無償
(4)	当該発行による 潜 在 株 式 数	249,900 株
(5)	資 金 調 達 の 額	219,912,000 円
(6)	転 換 価 額	1 株当たり 880 円（固定）
(7)	募集又は割当方法	NCB 九州活性化投資事業有限責任組合に対する第三者割当の方法 による
(8)	利 率	0%（無利息）
(9)	そ の 他	前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件としております。

（注）本新株予約権付社債の発行要領を末尾に添付しております。

2. 募集の目的及び理由

当社の属する食品業界におきましては、景気回復への期待感が高まるなか、全体的には消費者の物価上昇を懸念した節約志向が残り、個人消費の本格的な回復にはしばらく時間がかかるものと予想されます。一方で、商品嗜好は多様化し、加えて相次ぐ食の安全性を揺るがす事故発生により、消費者の食に対する安全性への関心は非常に高いものとなっております。

このような経営環境の中で、当社は4つの販売チャネル、「飲食店等（プロ）向け業務用スイーツ事業（業務用チャネル）」、「宅配向けスイーツ事業（宅配用チャネル）」、「小売市場向けスイーツ事業（小売用チャネル）」、「海外向けスイーツ事業（輸出チャネル）」を明確に定義し、それぞれについて新規の取引拡大に努めて参りました。

とりわけ、業務用用途として大手外食チェーンからの需要は旺盛であり、平成 27 年 5 月期の業務用チャネルにおける売上高 982 百万円に対し、平成 28 年 5 月期は 1,220 百万円（対前年同期比 24.2%増）となり、当社の売上高を牽引しておりますが、今後も業務用フローズンスイーツの需要は拡大すると見込まれるなか、当該需要に対応した供給量を確保するべく、生産能力の底上げが喫緊の経営上の課題となっております。そのため、本社工場の増築・改修工事及び生産ラインの増設に伴う設備投資を進めて参りました。

この点、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 ② 調達する資金の具体的な用途」に記載のとおり、当社は固定資産への成長投資資金及び運転資金として、約 300 百万円の資金調達する必要があるところ、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案して、銀行借入を含む様々な資金調達方法を検討して参りました。検討にあたり、事業を安定かつ継続的に運営するために必要となるキャッシュ・フローの安定性、自己資本を増強し財務基盤を改善する財務状況の健全性、将来の金融コスト削減に向けた収益性、そして当社の資本政策を総合的に検討し、長期かつ安定的な投資資金を

調達するべく、資本金のある資金調達を実施することが必要かつ適切であると判断いたしました。

また、調達手法に関しまして、キャッシュ・フローの安定化、財務基盤の健全化、金融コストの抑制を図りつつも、必要な資金を確実に調達し、一方で、既存株主の株式価値の急激な希薄化を回避できる方法を模索してまいりましたが、最終的には本新株式と本新株予約権付社債の、両方を組み合わせる資金調達方法が合理的であると判断いたしました。この方法によると、銀行借入とは異なり自己資本が増強され財務基盤が改善すること、新株予約権での資金調達とは異なり一時に所要金額の払込を受けることができ資金調達が完了すること、また資本コストを抑えて発行価格の下落を抑制し大規模な希薄化の抑止につながることで、長期性の資金であるためキャッシュ・フローが改善し安定的な事業運営が可能となること、これらの点において優れているものと判断しております。

なお、本新株予約権付社債は行使価額と目的株式数が固定されたものであり、実質的に新株予約権の権利行使がなされるのは、当社の株価が行使価額を上回る場合に限られ、償還期限までに権利行使がなされなければ返済による資金流出が生じてしまいますが、当該成長投資により企業価値を向上させることで当該権利行使を促すことは可能であると見込んでおり、最終的には自己資本の増加による財務改善にもつながると見込んでおります。

以上の判断により、(1) 固定資産への成長投資資金、(2) 運転資金の確保を目的として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権付社債の発行を行うことといたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

① 調達する資金の額（差引手取概算額）

(1) 払込金額の総額	299,112,000 円
(2) 発行諸費用の概算額	1,382,272 円
(3) 差引手取概算額	297,729,728 円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(79,200,000円)と本新株予約権付社債の発行価額(219,912,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、転換社債型新株予約権付社債評価費用250千円、リーガルサービスフィー250千円、登記費用367千円、有価証券届出書作成費用500千円、割当予定先調査費用等14千円を予定しております。
4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

② 調達する資金の具体的な使途

使途	金額	支出予定時期	備考
(1) 固定資産への成長投資資金(設備資金)として	200百万円	平成29年5月	駐車場用地の取得及び造成
(2) 運転資金として	97百万円	平成29年6月～平成29年11月	最繁忙期に向けた在庫投資
合計	297百万円	—	

(1) 固定資産への成長投資資金(設備資金)として

既述の通り、今後も業務用フロースニーツの需要は拡大すると見込まれるなか、当該需要に

対応した供給量を確保するべく、生産能力の底上げが喫緊の経営上の課題となっており、本社工場の増築・改修工事及び生産ラインの増設に伴う設備投資を進めて参りました。この設備投資の効果を十分に享受するために必要十分な労働力を確保する必要があり、主として従業員用の駐車場用地の取得及び造成に係る資金として200百万円を充当する予定です。当該駐車場用地を確保することで、現状よりも136台分の駐車スペースを追加でき、最大265台分の受入れが可能となります。また、これまで以上に工場見学の受入れもできるようになり、当社の取組みや当社の主力製品であるフロゼンスイーツについて、一般消費者の皆様により深く具体的に認知していただく広報機会の確保につながる施策であることから、成長投資であると位置づけております。

(2) 運転資金として

当社の事業は売上の季節変動が非常に大きく、12月の最需要期での安定供給を実現するためには、夏場より増産を始めて十分な製品在庫を確保しておく必要があります。この点、売上拡大に伴い増加する製品供給量を満足するため、在庫として確保しておくべき製品数量も増加しておりますが、機動的かつ安定的に会社経営を行うためには、当該製品在庫を確保するための安定的かつ十分な手元運転資金を確保しておくことが重要であると考えており、今回調達した資金のうち97百万円をこの生産のための運転資金として充当し、概ね平成29年6月より平成29年11月にかけて支出する予定です。なお、この運転資金への充当は、毎年6月頃より11月頃まで経常的に発生する見込みです。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」及び「3. ②調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社は堅調な受注の増加、特に業務用フロゼンスイーツの需要が拡大すると見込まれるなか、当該需要に対応した供給量を確保するべく、生産能力の底上げが喫緊の経営上の課題となっておりますが、本社工場の増築・改修工事及び生産ラインの増設に伴う設備投資効果を十分に享受するためには十分な労働力を必要としており、これを確保するためには従業員用の駐車場用地が必要であること、また機動的かつ安定的に会社経営を行う上で、製品在庫を確保するための十分な手元運転資金を確保しておく必要があると判断しております。これら成長投資の実施と運転資金の確保は、将来の企業価値向上に資するものと考えており、資金使途には合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(1) 本新株式

本新株式に係る第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日である平成29年4月28日の、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の終値925円（以下「終値」という。）から4.9%をディスカウントした880円といたしました。かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

また、終値925円から4.9%をディスカウントすることは、NCB九州活性化投資事業有限責任組合からの要請に基づき協議を重ねた結果ですが、当社の事業について一定の理解はいただいているものの、株式の流動性が乏しいため、売却時の株価下落リスクが内在すること、4.9%のディスカウントの要求は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、社会通念的に一般的な水準であると考えられること、今回調達した資金をもって成長投資を行うことが中長期的

には株主価値向上に資すると考えられるため、一定のディスカウントを行ったとしても、それ以上の株主価値の向上につながると考えられること、以上の理由から当該意思決定を下しました。

なお、当該発行価格（880円）は、本新株式の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」）である平成29年5月11日の終値925円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対しては4.9%のディスカウントを行った金額となります。

最後に、このように算定した発行価格については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。また当該判断を行う過程で、当社監査役3名全員（うち2名は社外監査役であります）から、今回の発行株式数、発行価格について、上記算定根拠を含め割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を得ております。

（2）本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要領及び本新株予約権付社債の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株価（925円）、行使価額（880円）、配当率（0%）、権利行使期間（4年間）、無リスク利子率（-0.140%）、株価変動性（24.82%）等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果（額面100円あたり94.52円）を基に割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を4,488,000円（額面100円につき金100円）といたしました。また、本新株予約権付社債の行使価額を、本新株予約権付社債の取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日である平成29年4月28日の、終値925円から4.9%をディスカウントした880円といたしました。

なお、本新株予約権付社債の行使価額の、本新株予約権付社債の取締役会決議日の直前営業日（以下「直前営業日」）である平成29年5月11日の終値925円に対する乖離率は4.9%、当該直前営業日から1ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%、当該直前営業日から3ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%、当該直前営業日から6ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%となっております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり金100円）と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値（額面100円あたり94.52円）を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が会社法第238条第3項に規定されている特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また当該判断を行う過程で、当社監査役3名全員（うち2名は社外監査役であります）から、第三者評価機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が、本新株予約権付社債の発行価額について実務上一般的な手法によって算定し、その算定方法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額が特に有利な条件に該当するものではなく適法である旨の意見を得ております。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の現在の発行済株式総数は1,717,172株（総議決権数17,148個）ですが、本新株式の発行株式数は90,000株（議決権数900個）、現在の発行済株式総数の5.2%（議決権数における割合は

5.2%)の割合で希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で249,900株(議決権数2,499個)であり、現在の発行済株式総数の14.6%(議決権数における割合は14.6%)となり、本新株式の発行とあわせて最大で19.8%の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達して成長投資を行い、更なる事業拡大に向けて邁進することが、中長期的観点からは当社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考えられるため、当該発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

① 割当予定先の概要

(1) 名 称	NCB九州活性化投資事業有限責任組合	
(2) 所 在 地	福岡県福岡市博多区下川端町2番1号	
(3) 出 資 額	5,001百万円	
(4) 組 成 目 的	地域経済の活性化に資する地場企業を対象に、事業基盤の改善・強化から成長・拡大及び事業承継までを一貫して支援すること	
(5) 主たる出資者及び出資比率	出 資 者	出資比率
	NCBキャピタル株式会社 福岡県福岡市博多区下川端町2番1号	—
	株式会社西日本シティ銀行 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	—
	株式会社日本政策投資銀行 東京都千代田区大手町一丁目9番6号	—
	株式会社地域経済活性化支援機構 東京都千代田区大手町一丁目6番1号	—
(6) 業務執行組合員等に関する事項		
名 称	NCBキャピタル株式会社	
本店の所在地	福岡県福岡市博多区下川端町2番1号	
代表者の役職及び氏名	代表取締役 光富 彰	
事 業 内 容	投資事業組合財産の運用及び管理等	
資 本 金	10百万円	
主たる出資者及びその出資比率	株式会社西日本シティ銀行 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社日本政策投資銀行 株式会社ドーガン	
(7) 当 事 会 社 の 関 係		
資 本 関 係	該当事項はありません。	
人 的 関 係	該当事項はありません。	
取 引 関 係	該当事項はありません。	
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

(注) 1. NCB九州活性化投資事業有限責任組合(以下、本項において「同投資事業有限責任組合」

という。)の存続期間は平成33年12月31日までとなります。

2. 割当予定先である、同投資事業有限責任組合の主たる出資者の出資比率については、割当予定先からの要望により開示を受けていないため記載しておりません。
3. 割当予定先の業務執行組員等である NCB キャピタル株式会社について、主たる出資者の出資比率については、割当予定先からの要望により開示を受けていないため記載しておりません。
4. 当社は、割当予定先、割当予定先の主な出資者及び当該主な出資者の代表者等につきましては、以下の要件により、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。
 - i. 割当予定先である同投資事業有限責任組合より、平成29年4月28日付で、同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組員が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないことを誓約する書面を入手しております。
 - ii. 割当予定先である同投資事業有限責任組合について、第三者の信用調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク(東京都杉並区上荻一丁目2番1号インテグラルタワー 代表取締役 渡部洋介)に同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組員に対する調査を依頼した結果、これらの者について反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を平成29年4月12日付で受領いたしました。
 - iii. インターネット検索サイトにおいて同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組員についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索する手法で反社会的勢力と関わりを調査した結果、反社会的勢力と関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

以上により、当社は、同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組員が反社会的勢力等には該当せず、関係がないと判断いたしました。なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

② 割当予定先を選定した理由

「2. 募集の目的及び理由」のとおり、当社は本新株式及び本新株予約権付社債の発行による資金調達を模索し、多岐にわたる支援先を検討して参りましたところ、この度、同投資事業有限責任組合に対して本新株式と本新株予約権付社債を第三者割当し、同投資事業有限責任組合から金銭による払込を受入れ、ご支援をいただくことに決定いたしました。

(1) NCB 九州活性化投資事業有限責任組合(同投資事業有限責任組合)について

同投資事業有限責任組合は当社の取引銀行である、株式会社西日本シティ銀行(以下、「西日本シティ銀行」という。)が参画しているファンドです。西日本シティ銀行が、株式会社地域経済活性化支援

機構（以下、「REVIC」という。）、株式会社日本政策投資銀行（以下、「DBJ」という。）及び株式会社ドーガンと共同で、同投資事業有限責任組合の運営を担う NCB キャピタル株式会社（以下、「NCB キャピタル」という。）を設立し、その NCB キャピタルが無限責任組合員、西日本シティ銀行、REVIC 及び DBJ が有限責任組合員となり、平成 27 年 1 月 31 日に設立されました。同投資事業有限責任組合は地域経済の活性化に資する地場企業を対象に、多様な投資手法を組み合わせ、段階的・複合的に資金を供給することで、より一層の成長支援を行うことを目的としており、これまでも他の企業への投資実績がございます。

当社は、同投資事業有限責任組合の有限責任組合員である西日本シティ銀行とは従前より銀行借入を含めた取引があり、財務面でのご支援をいただいていたことから、西日本シティ銀行を通じて同投資事業有限責任組合のご紹介をいただきました。

そして、NCB キャピタルとの面談及び交渉のなかで、当社の事業及び経営方針を良くご理解いただいたこと、当社の企業価値向上に向けた取組みにご賛同いただいたこと、当社の企業価値向上に資する施策を支援していただけること及び実際に地場企業への投資実績を有することなど、これらの要素を斟酌して総合的に判断し、同投資事業有限責任組合に当社のご支援をお願いするに至りました。

③ 割当予定先の保有方針

本新株式と本新株予約権付社債の割当予定先である同投資事業有限責任組合とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、当社の企業価値向上に資する施策を支援していく中で、当社の事業展開に資する事業提携先等へ売却する可能性もあると口頭で確認しております。

もともと、割当予定先からの株式の売却により、市場における短期的な需給バランスから株価の下落リスクが高まることも考えられますが、一方で、調達した資金を更なる事業拡大に向けた成長投資に充てることにより企業価値が向上し、株価上昇の推進力となることも考えられることから、中長期的観点からは、株主利益の向上につながるものと判断しております。

なお、当社と割当予定先との割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、払込期日から 2 年間に於いて当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに、当該報告内容が公衆の縦覧に供されること、以上の内容について確約書を締結する予定であり、割当予定先よりその内諾を得ています。

④ 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式と本新株予約権付社債の割当予定先である同投資事業有限責任組合は平成 27 年 1 月 31 日に設立されており、商業登記簿謄本によりその実在性を確認しております。同投資事業有限責任組合の無限責任組合員は NCB キャピタル株式会社であり、株主として権利行使を行います。また、平成 29 年 4 月 28 日に同投資事業有限責任組合から提示を受けた預金通帳の写しを確認することにより、本新株式と本新株予約権付社債の引受に十分な原資があることを確認しております。加えて、同投資事業有限責任組合に対して、当該出資により資金繰りに問題が生じることはない、口頭で確認をしております。なお、同投資事業有限責任組合の払込資金は、契約に基づく各有限責任組合員からの出資等による自己資金であることを、口頭で確認をしております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 11 月 30 日現在）		本新株式募集後	
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	38.31%	イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	36.40%
舩田 圭良	17.66%	舩田 圭良	16.78%
FP 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	8.74%	FP 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	8.30%
F P ステップアップ支援投資事業有限責任組合	8.33%	F P ステップアップ支援投資事業有限責任組合	7.91%
エイチシー 5 号投資事業組合	2.56%	NCB 九州活性化投資事業有限責任組合	4.98%
舩田 タズ子	1.60%	エイチシー 5 号投資事業組合	2.43%
上木戸 一仁	1.45%	舩田 タズ子	1.52%
藤永 晋也	1.29%	上木戸 一仁	1.38%
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号	1.26%	藤永 晋也	1.23%
ニシヤ商事株式会社	1.16%	佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号	1.20%

- (注) 1. 持株比率については、平成 28 年 11 月 30 日現在の株主名簿を基準として、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。
2. 表示単位未満を四捨五入しております。
3. 本新株予約権付社債は、行使されるまでは潜在株として割当先である NCB 九州活性化投資事業有限責任組合にて保有されます。今後割当先予定先である NCB 九州活性化投資事業有限責任組合による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。なお、本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の持株比率は下記の通りです。

募集前（平成 28 年 11 月 30 日現在）		新株予約権が全て権利行使された場合	
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	38.31%	イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	31.98%
舩田 圭良	17.66%	NCB 九州活性化投資事業有限責任組合	16.52%
FP 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	8.74%	舩田 圭良	14.74%
F P ステップアップ支援投資事業有限責任組合	8.33%	FP 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	7.29%
エイチシー 5 号投資事業組合	2.56%	F P ステップアップ支援投資事業有限責任組合	6.95%
舩田 タズ子	1.60%	エイチシー 5 号投資事業組合	2.14%
上木戸 一仁	1.45%	舩田 タズ子	1.34%
藤永 晋也	1.29%	上木戸 一仁	1.21%
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号	1.26%	藤永 晋也	1.08%
ニシヤ商事株式会社	1.16%	佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号	1.05%

8. 今後の見通し

本第三者割当が業績に与える影響につきましては、主に中長期的なものと想定しております。平成 29 年 5 月期の業績に与える影響につきましては、現時点におきまして算定中であり、今後、業績に重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には、速やかに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

該当事項はありません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

① 最近3年間の業績（非連結）

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
売上高	1,334百万円	1,639百万円	1,870百万円
営業利益	△7百万円	61百万円	119百万円
経常利益	△42百万円	39百万円	88百万円
当期純利益	△37百万円	38百万円	82百万円
1株当たり当期純利益	△39円58銭	40円87銭	52円39銭
1株当たり配当金	—	—	—
1株当たり純資産	△199円89銭	△159円05銭	163円71銭

② 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年11月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,717,172株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

③ 最近の株価の状況

（1）最近3年間の状況

	平成26年5月期	平成27年5月期	平成28年5月期
始値	500円	459円	500円
高値	500円	490円	800円
安値	461円	459円	500円
終値	461円	490円	800円

（注）1. 株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

2. 当社は、平成25年10月16日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。平成25年5月期以降の株価は、株式分割による権利落後の株価で記載しております。

（2）最近6ヶ月間の状況

	平成28年		平成29年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	925円	925円	925円	925円	925円	925円
高値	925円	925円	925円	925円	925円	925円
安値	925円	925円	925円	925円	925円	925円
終値	925円	925円	925円	925円	925円	925円

（注）株価は、東京証券取引所（TOKYO PRO Market）におけるものであります。

(3) 発行決議日前営業日における株価

	平成 29 年 4 月 28 日	平成 29 年 5 月 11 日
始 値	925 円	－円
高 値	925 円	－円
安 値	925 円	－円
終 値	925 円	－円

(注) 株価は、東京証券取引所 (TOKYO PRO Market) におけるものであります。

④ 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 第三者割当増資

払 込 期 日	平成 27 年 8 月 12 日
調 達 資 金 の 額	348,400,600 円 (差引手取概算額)
発 行 価 額	1 株につき 456 円
募集時における発行済株式数	普通株式 949,572 株
当該募集による発行株式数	普通株式 767,600 株
募集後における発行済株式総数	普通株式 1,717,172 株
発行時における当初の資金使途	生産設備整備資金及び運転資金に充当する
発行時における支出予定時期	平成 27 年 10 月に生産設備整備資金として 157,970 千円 平成 27 年 8 月より平成 27 年 12 月にかけて運転資金として 190,430 千円
現時点における充当状況	当初の資金使途に充当済です

(別紙)

五洋食品産業株式会社 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の要領

本要領は、五洋食品産業株式会社(以下「当社」という。)が、適法に発行する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 五洋食品産業株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみにかかる部分を「本社債」、新株予約権のみにかかる部分を「本新株予約権」という。)
2. 募集社債の総額 金 219,912,000 円
3. 各募集社債の金額 金 4,488,000 円 (なお、本新株予約権付社債は、左記各社債の金額未滿に分割できないものとする。)
4. 各募集社債の払込金額 金 4,488,000 円 (額面金額 100 円につき金 100 円)
5. 各新株予約権の払込金額 無償とする。(新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないこととする。)
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債権については、本新株予約権付社債を表象する新株予約権付社債券を発行しない。本社債の譲渡は、本新株予約権付社債を取得した者の氏名又は名称及び住所を新株予約権付社債原簿に記載し、又は記録しなければ、会社その他の第三者に対抗することができない。なお、本新株予約権付社債は、会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の規定により、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利 率 本社債の利率は年 0 % (無利息) とする。
8. 申 込 期 日 平成 29 年 5 月 28 日
9. 申 込 取 扱 場 所 五洋食品産業株式会社 本社
10. 本 社 債 の 払 込 期 日 平成 29 年 5 月 29 日 (以下「発行日」という。)
なお、下記第 12. のとおり、同日を新株予約権を割り当てる日とする。
11. 払込銀行 西日本シティ銀行 比恵支店
12. 本新株予約権の割当日 平成 29 年 5 月 29 日
13. 募集の方法 第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部を NCB 九州活性化投資事業有限責任組合に割り当てる。
14. 物上担保・保証の有無 本新株予約権付社債には物上担保並びに保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために

特に留保されている資産はない。

15. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第 702 条但し書き及び会社法施行規則第 169 条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

16. 財務上の特約

(1) 担保提供制限

- ① 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、法令等による場合を除き、本新株予約権付社債の一切の債務の支払いについて他の無担保債務(担保付債務のうち、担保の換価処分後も回収不能となる債務を含む。)の支払いに劣後させることなく、少なくとも同順位に取り扱う。
- ② 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、他の債務のために担保提供(担保権の設定、特定の資産に関する担保権設定の予約ないし特定の債務以外の債務の担保に供しない旨の約定をいう。)を行う場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同様の担保権を設定する。但し、公的制度融資等担保提供が義務付けられている融資に対する担保提供、新規設備投資にかかる融資対象物件の担保提供、資産流動化における担保提供は除く。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

17. 償還の方法

- (1) 本社債は平成 33 年 5 月 31 日に全額を額面金額 100 円につき金 100 円で償還する。
- (2) 当社は本社債の発行後、前号所定の期日までの間、本社債の所持者が事前に書面で承諾した場合に限り、当該所持者が保有する本社債を買入れて、本社債を消却することができる。かかる消却の場合、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。
- (3) 銀行休業日
償還すべき日又は利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に繰り上げる。

18. 本社債の期限の利益喪失

当社は次の各号のいずれか 1 つに該当する場合には、本社債の償還金及び利息の全額について当然に期限の利益を失う。

- (1) 当社が本社債について所定の元金又は利息の支払を怠ったとき。
- (2) 当社が租税公課を滞納して督促を受けたとき又は保全差押を受けたとき。
- (3) 当社が支払を停止したとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 当社の所有する資産に対して差押又は競売の申立があったとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立をしたとき。
- (6) 当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立がなされ、その決定又は開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止又は譲渡した等のため、本社債権者が

本社債の存続を不相当と認めたとき。

(8) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

(9) 当社に本社債の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(10) 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となったため、本社債権者が本社債の存続を不相当と認めたとき。

(11) 当社が本要領に違反したとき。

(12) 五洋食品産業株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書(以下「本引受契約書」という。)が解除されたとき。

19. 遅延損害金

当社が本社債の償還期日又は期限の利益を喪失した日に本社債を償還しなかった場合、その未払金額については、償還期日又は期限の利益を損失した日の翌日から支払完了の日まで年14%の割合による遅延損害金を本社債の所持者に対して支払う。遅延損害金は年365日の日割りでこれを計算する。

20. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本新株予約権の数は1個とし、合計49個の本新株予約権を発行する。

21. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

本新株予約権の目的である株式は当社の普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額(ただし、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

(3) 転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、880円とする。

(4) 転換価額の調整

当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{交付株式交付前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。))の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。))する場合。

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。))の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。(1株未満の端数は切

り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(18)号を準用する。)

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値（VWAPが算出されない日を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(10) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 29 年 5 月 29 日から平成 33 年 5 月 31 日までとする。ただし、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。ただし、上記いずれの場合も、本新株予約権の行使時期は本新株予約権者の任意とするが、平成33年6月1日以降に本新株予約権を行使することはできない。

(11) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(12) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

取得の事由及び取得の条件は定めない。

(13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。

(14) 組織再編行為に関する事項

当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を新たに発行するものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要領の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定する。
 - ④ 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。
行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本項第（４）号に準じて決定する。
 - ⑤ 承継新株予約権を行使することができる期間
本項第（10）号に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本項第（10）号に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本項第（13）号に準じて決定する。
 - ⑦ 譲渡による承継新株予約権の取得の制限
譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - ⑧ 承継新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
 - ⑨ 承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (15) 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資されるなど、本社債と本新株予約権とが相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当予定先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、当初の転換価額は880円とした。
- (16) 新株予約権の行使請求の方法
本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(19)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (17) 新株予約権行使の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(19)号記載の行使請求受付場所に到

着した日に発生する。

(18) 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(19) 本新株予約権の行使請求受付場所

五洋食品産業株式会社 本社
福岡県糸島市多久 819 番地 2

22. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

五洋食品産業株式会社 本社
福岡県糸島市多久 819 番地 2

23. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

24. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は福岡県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

25. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第23項に定める公告に関する費用
- (2) 第24項に定める社債権者集会に関する費用

26. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

27. 適格機関投資家限定

本新株予約権付社債は、適格機関投資家(金融商品取引法第2条第3項第1項に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)のみを相手方として取得勧誘(金融商品取引法第2条第3項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)を行う。

28. 転売制限

本新株予約権付社債は、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡を行うことができない。

29. 転売時の告知義務

本新株予約権付社債を取得した者は、その取得した本新株予約権付社債を譲渡する場合には、第28項に定める転売制限について、あらかじめ又は同時にその相手方に対し書面をもって告知する。

30. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上